

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

遠州夢咲農業協同組合

代表理事組合長 村松貞典

(最終改定：令和5年10月27日)

遠州夢咲農業協同組合（以下「当ＪＡ」といいます。）は、事業を行うにつままし、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当ＪＡは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 J A は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以上

附則

この方針の改正は、令和 6 年 3 月 25 日から適用する。

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

「反社会的勢力等」とは次のものをいう。

(1) 以下に該当する団体および個人

- a 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- b 以下に該当する関係を有する者
 - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当 J A の信用を毀損し、または当 J A の業務を妨害する行為
- e その他 a から d に掲げる行為に準ずる行為

(3) 暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人(凍結口座名義人等犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済措置対象者等)